

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)のイメージについて

平成26年

東久留米市

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨及び背景	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 計画の策定体制	
第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状	2
1 人口と出生の現状	
2 子育て支援の現状	
第3章 基本事項	5
1 教育・保育提供区域の設定	
2 幼児期の学校教育・保育	
3 地域子ども・子育て支援事業	
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容	
第4章 その他の事項	14
1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携	
3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携	
第5章 計画の推進	15
1 計画の推進体制	
2 進捗状況の管理	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨及び背景

(これまでの国や市の子育て施策、(次世代育成支援行動計画等) について半ページ程度記載します)

「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の取組を一層促進するために策定するものです。この計画では、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する市民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

「東久留米市子ども・子育て支援計画」は、「子ども・子育て支援法」の基本理念(第2条)と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「東久留米市子ども・子育て会議」で委員の意見を聴取して策定しています。

(2) 関連計画との関係

(東久留米市総合計画、地域福祉計画等、他の関連する計画等との整合性を図る旨記載します)

3 計画の期間

この計画は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、平成31年度(2019年度)までの5年間を一期として策定します。

4 計画の策定体制

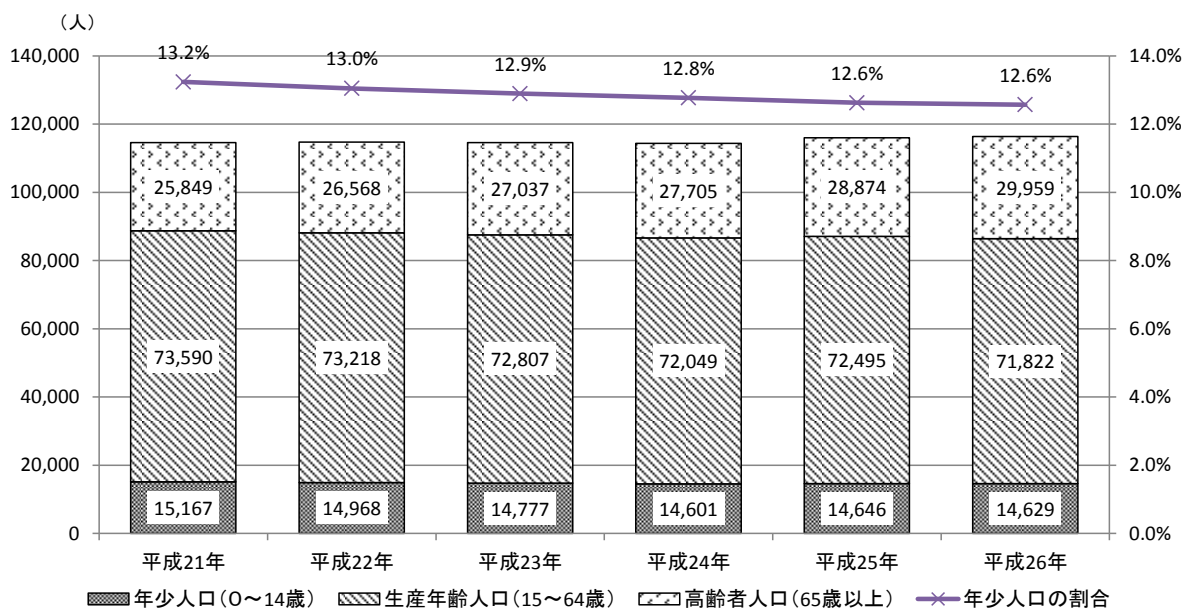
この計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「東久留米市子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

第2章 東久留米市子ども・子育て支援等の現状

1 人口と出生の現状

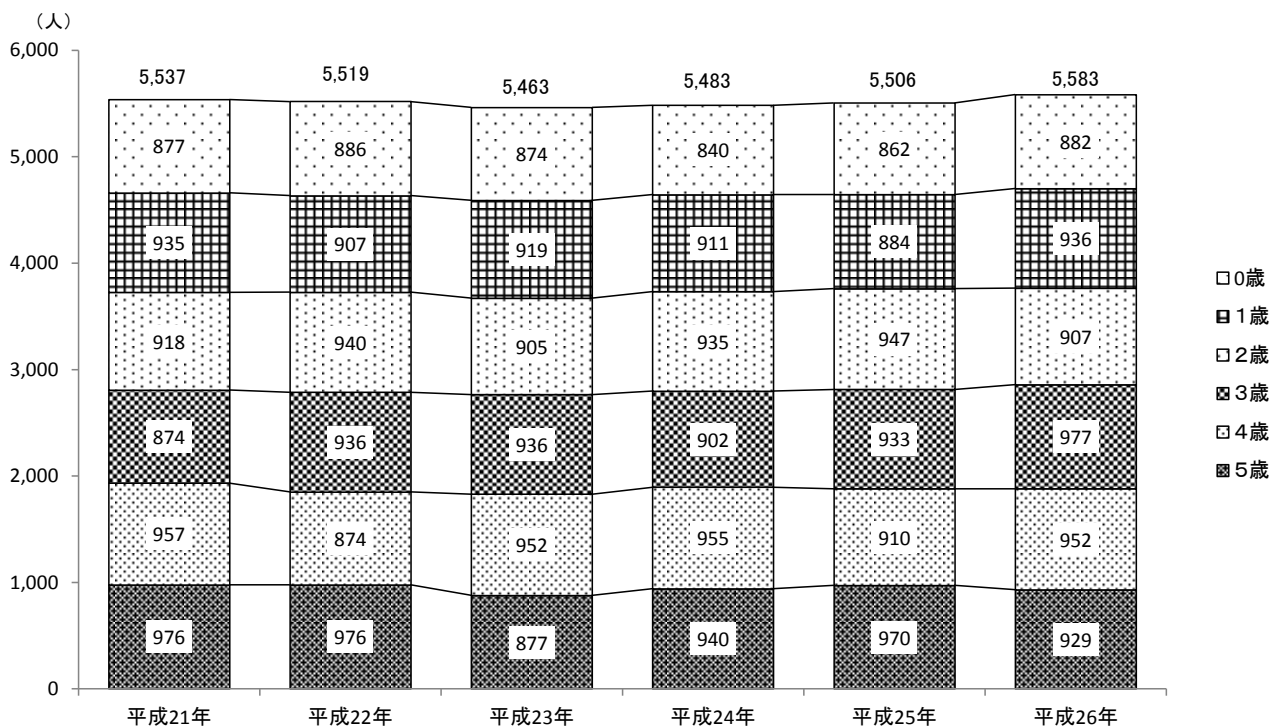
市全体の人口、年少人口の推移や出生の状況、就学前人口の平成31年度までの年度別推計（年齢別）などを掲載します。

①年齢三区分別人口の推移と年少人口の割合



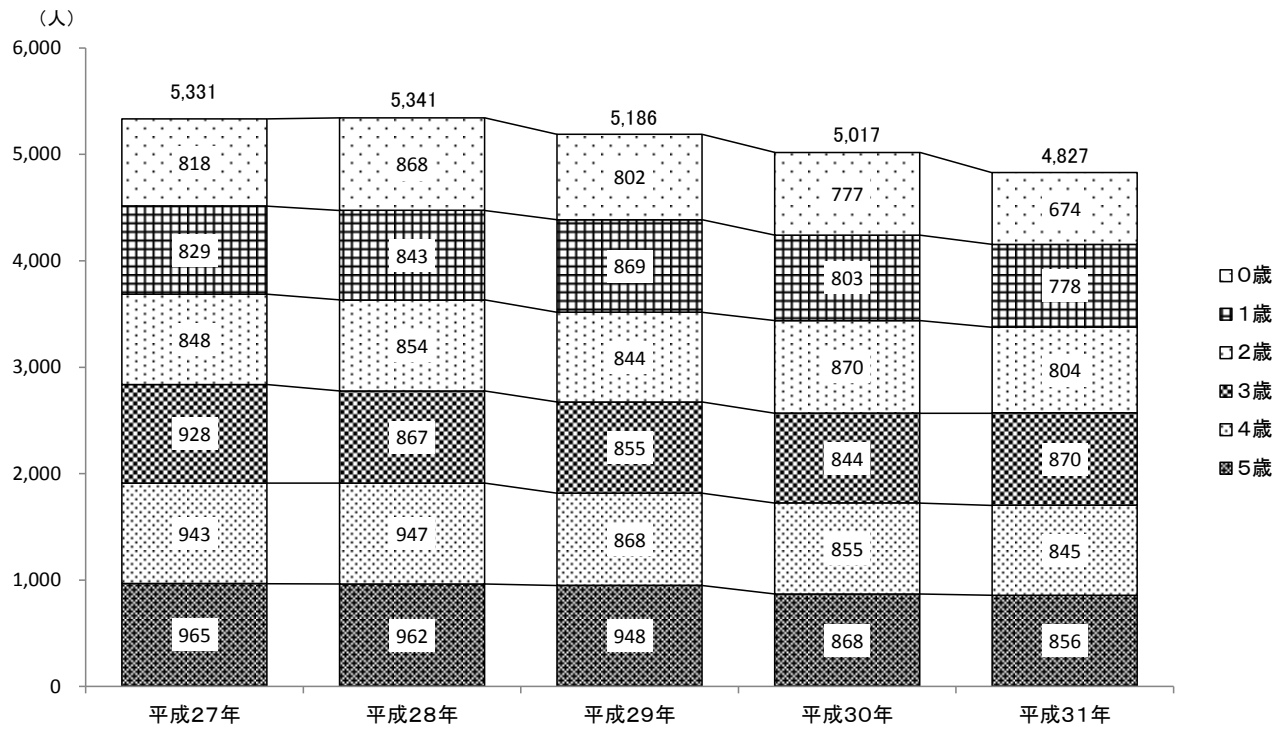
【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

②就学前人口の推移



【参考】住民基本台帳各年4月1日(平成25年以降は外国人住民を含む)

③就学前人口の推計



2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①認可保育園の定員・利用者数・施設数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
公立	施設数					
	定員					
	入所児童数					
私立	施設数					
	定員					
	入所児童数					
合計	施設数					
	定員					
	入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

②認証保育所の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
定員					
入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

③家庭的保育事業（家庭福祉員）の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
定員					
入所児童数					

※各年 4 月 1 日現在

④幼稚園の定員・利用者数・施設数

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
施設数					
利用定員					
入所児童数					

※各年 5 月 1 日現在

第3章 基本事項

1 教育・保育提供区域の設定

(教育・保育については「学童保育」を除き市全体を教育・保育提供区域に、学童保育については設置する各小学校区を提供区域に設定する旨記載します)

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。

市内に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業(家庭福祉員)、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

- 3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)
- 3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)
- 0-2歳 保育の必要あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

(年度別、施設型給付・地域型保育給付別)

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期(確保方策)」を設定します。

- 1号・・・家庭において必要な保育を受けることができるとみなされる3歳から小学校就学前の子ども
- 2号・・・家庭において必要な保育を受けることが困難とみなされる3歳から小学校就学前の子ども
- 3号・・・家庭において必要な保育を受けることが困難とみなされる3歳未満の子ども

単位:人

年度		平成27年度			平成28年度				
		1号	2号		3号	1号	2号		3号
認定区分	3~5歳	3~5歳		0~2歳	3~5歳	3~5歳		0~2歳	
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外		
①量の見込み		1,425	265	1,202	998	1,396	260	1,180	1,020
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)								
	新制度に移行しない幼稚園								
	特定地域型保育事業(※2)								
	認可外保育所(※3)								
②-①									

年度		平成29年度			平成30年度				
認定区分		1号	2号		3号	1号	2号		3号
		3~5歳	3~5歳		0~2歳	3~5歳	3~5歳		0~2歳
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	
①量の見込み		1,347	250	1,141	1,011	1,297	240	1,102	972
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)								
	新制度に移行しない幼稚園								
	特定地域型保育事業(※2)								
	認可外保育所(※3)								
②-①									

年度		平成31年度			
認定区分		1号	2号		3号
		3~5歳	3~5歳		0~2歳
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	
①量の見込み		1,299	241	1,104	916
②確保方策	特定教育・保育施設(※1)				
	新制度に移行しない幼稚園				
	特定地域型保育事業(※2)				
	認可外保育所(※3)				
②-①					

※1 市より、施設型給付費の支給に係る施設として確認を受けた施設

※2 市より、地域型保育給付費の支給に係る施設として確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育

※3 市が運営費支援等を行っている認可外保育施設等（定期利用保育・認証保育所）

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	か所					
②確保方策	か所					
②-①	か所					

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人	1,018	1,020	990	958	922
②確保方策	人					
②-①	人					

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。ニーズ調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	291	292	283	274	264
②確保方策	人日					
②-①	人日					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、乳児期早期の母親が育児不安を強く感じるため、健康課等による家庭訪問を実施する事業です。出生数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①0歳児人口推計	人					
②量の見込み (赤ちゃん訪問：訪問数)	件数					
訪問率(②/①)	%					
確保方策	実施体制： 実施機関：					

(5) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う事業です。児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (延べ訪問件数)	件数					
確保方策	実施体制： 実施機関：					

(6) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等があります。利用希望数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	45,844	47,130	46,211	45,107	41,452
②確保方策	か所					

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。ニーズ調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	882	885	876	848	815
②確保方策	人日					
②-①	人日					

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	人日	4,947	5,044	5,044	5,044	4,992
②確保方策	人日					
②-①	人日					

(9) 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。ニーズ調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

①預かり保育

幼稚園では、教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1号認定	人日				
	2号認定	人日				
②確保方策	人日					
②-①	人日					

② 一時保育（①以外）

市内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に公私立保育園で預かる制度です。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		人日					
②確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	人日					
	ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童)	人日					
②-①		人日					

(10) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第 13 条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことと規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①0歳児人口推計		人					
②量の見込み (受診券配布件数)		件					
③1人あたりの健診回数		回					
総健診回数 (②×③)		回					
確保方策	実施場所： 実施時期： 実施体制： 検査項目：						

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、ニーズ調査を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第一小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第二小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第三小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第五小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第六小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第七小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第九小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第十小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小山小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
神宝小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南町小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
本村小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
下里小地区	①量の見込み	人					
	②確保方策	人					
	②-①	人					

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割および推進方策、幼保小連携の取組の推進、幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載します。

第4章 その他の事項

1 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

2 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する東京都との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、東京都が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

3 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、国、東京都、地域の企業、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。